

令和4年度 林野公共事業事業評価有識者委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和4年7月20日（水） 9：50～11：30
- 2 開催場所 北海道森林管理局4階 中会議室
- 3 出席者 委員：丸谷委員長、庄子委員、西村委員  
局担当者：総務企画部長  
森林整備第一課長、森林整備第一課企画係長  
森林整備第一課企画係  
森林整備第二課長、森林整備第二課設計指導官  
監査官、監査係長

4 議事

- (1) 森林整備事業（完了後の評価4件）について

5 議事概要

（森林整備第一課企画係から説明）

（委員）

石狩署の評価個表の「事業の概要・目的」に平成26年に「石狩市森林整備推進協定」の締結した旨の記載があるが、本事業実施期間は平成25年度から29年度であり、途中で締結したものを記載するのは問題ないのか。

（局）

「概要」ということで当該協定を掲載していたが、当初からの目的とは確かになっていない。

（委員）

事業実施段階での状況の変化はあると思うので、評価個表に「途中で新たな目的が加わった」旨を記載すればよいのではないのか。

（局）

了解した。

（委員）

木材価格が上昇しているという話を聞くが、木材生産等便益の算出方法として、前年度1年間の木材市場価格の平均値を利用することに問題はないのか。また、木材需要が高まっているとき、国有林ではどのようなことをしてきたのか。

(局)

マニュアルに基づき前年1年間の木材市場価格の平均値を利用したため問題はない。昨年度から今年度にかけて、特に本州において、木材の価格が高騰した。北海道においてもトドマツやカラマツの価格に影響が出ている。

国有林には木材供給量の調整弁としての役割もあり、木材需要が高まっていることから、木材供給量を増やしている。

(委員)

今後の計画でも木材供給量を増やすのか。

(局)

木材供給量が足りない状況は常に変化しており、今後の状況を見ながら木材供給量の計画を検討したい。

(委員)

石狩署の評価個表の「事業の概要・目的」に記載のある「民有林と国有林が連携した森林整備の推進」とは具体的にどのようなことをしているのか。

(局)

例えば積丹地域森林整備推進協定は、積丹町と国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター北海道水源林整備事務所と石狩署の三者の協定であり、三者が木材の伐採のタイミングを合わせ、まとまった量の丸太を出材し、同じ土場に集積することにより、有利に販売するといった取組等を行っている。

(委員)

4署の評価個表の「事業の概要・目的」に「針広混交林や複層林へ計画的に誘導」と記載があるが、特定の地域なのか、それとも全道的に行われているのか。

(局)

北海道森林管理局内のいずれの署でも実施している。

(委員)

人工林の齢級構成において、主伐期とされる10齢級以上の割合が示されているが、これらの人工林は今後、主伐（皆伐）を行う計画なのか。

(局)

主伐期を10齢級以上と記載しているが、これはあくまで利用期に達したということである。主伐期を迎えた人工林については、森林・林業基本計画に定められた施策により、長伐期や、複層林、混交林化等への誘導を図る計画としている。

(委員)

林業労働者の確保の面で地域的な課題はあるのか。課題があればどのような対策が取られているのか。

(局)

どの地域でも、どの事業体でも高齢化が進んでおり担い手不足が課題である。木材生産事業では、機械化が進んでおり、労働環境が改善されているため若い担い手が増えている状況である。一方で、植付や下刈といった造林事業では、暑い時期に人力による作業が多く、担い手が増えない状況である。対策としては、下刈の機械化やそれに対する補助金を行う等の取組が行われている。

(委員)

林業労働者の賃金を上げる取組はあるのか。

(局)

国が発注する総合評価落札方式による調達を対象として、評価項目に賃上げを実施する企業に対する加点措置を行うなどの取組をしている。

(委員)

男性が多い林業の職場に、女性が就労する兆候等はあるのか。

(局)

木材生産現場では、ほとんど女性がいなかったが、機械化が進み、女性が就労している事例がみられるようになった。

(委員)

国の施策として林業就業者の人材確保に向けた取組は何か行っているのか。

(局)

林野庁では、林業労働者の育成のための「緑の雇用」事業を進めている。国有林では、事業を安定的に発注することにより、事業体が事業量を確保できるようになり、それが雇用の増加につながると考えている。また、検討会や勉強会に国有林のフィールドを提供し、事業体等の技術の向上につなげる取組を行っている。

(委員)

システム販売協定とはどのようなものか。また、協定の相手先はどのような者であるのか。

(局)

公募により申請者を募り審査を行い、協定を締結し、複数年、一定量の立木又は

丸太を安定的に供給する制度である。協定の相手先は、素材生産業者や森林組合等である。

以上